

令和4年度 第3回 小平市特別職報酬等審議会 会議要録

1 開催日時

令和4年10月26日（水） 午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

市役所6階 601会議室

3 出席者

小平市特別職報酬等審議会委員 10名

4 傍聴者

1名

5 会次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 資料説明
 - ② 疑義

6 配付資料

資料1 26市 令和4年度 特別職報酬等審議会開催状況（令和4年8月時点）

資料2 答申案（未定稿）

7 内容（要録）

(1) 資料説明

事務局：資料1について、開催済み2市（東大和市、東久留米市）、開催予定または開催中が8市（八王子市、武蔵野市、青梅市、府中市、国立市、狛江市、稲城市、小平市）、開催の予定なしが10市（立川市、昭島市、調布市、小金井市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、羽村市、あきる野市）となっている。また、未定としている市は6市（三鷹市、町田市、東村山市、国分寺市、武蔵村山市、西東京市）であり、類似7団体で開催もしくは開催予定の市は、当市と府中市の2市のみである。

資料2については、未定稿の答申の案を配布する。本日、内容等についてご審議いただきたい。

(2) 疑義

会長 : 質問意見などがあれば。

委員 : 資料1について、東久留米市が審議会を開催しているが、報酬が上がったのか、下がったのか結果はどうなったのか。

事務局 : 本年6月に公開されている。市長等の報酬等の額については、据え置きとなっているが、期末手当については東京都の人事委員会勧告による一般職の期末手当の支給月数と均衡が図られるように改められている。

委員 : 国立市も同様か。

事務局 : 国立市については、まだ公開されていない。公開後に報告ができる。

委員 : 審議会の開催予定がない市で、改定が未定となっている市は審議会を開催しなくても改定をする可能性はあるのか。

事務局 : 特別職の報酬等については、全国的にも審議会で審議して答申をしてから市議会に議案を提出するという流れになっているため、未定、もしくは開催しないということであれば、おそらく改定しないのではないかと推測できる。

会長 : ほかに意見はあるか。それでは、次に進める。

前回、特別職等の報酬について各委員からの意見で報酬については「据え置き」ということで意見が一致した。各委員からの意見を参考に事務局からの資料として、未定稿の答申書が配布されており、この資料を基に協議する。

なお、今回は24年ぶりに当審議会が開かれたが、そのことが異常な事態であることを踏まえて、今後は市長の任期に合わせて最低でも4年に1度は開催することを4その他（附帯意見）として盛り込まれている。4その他（附帯意見）の内容、文言等について皆様からのご意見をいただきたい。

委員 : 報酬は1度決定したら次回の審議会がなければ一切変更できないことに疑義がある。大きな功績を上げる、または逆の場合もあるが、それらの場合において変更する余地はないのか。仮に変更するならば、何らかの裏付けがないと変更しづらいため、報酬の見直し、修正を加える余地を残しておくことはどうか。状況の変化によって報酬を変えたい場合、根拠がないと変えることは難しい。根拠となるものを附帯意見に取り入れたらどうか。具体的には、昨年の期末手当において市長が一般職との乖離の問題があつて、市長が自発的に下げたと聞いているが、下げるなら自分で申し出て下げられるのか。ということは、逆に言えば、恣意的に上げられるのか。これらを、何らかの過程を経て決められることを附帯意見として追記したらどうか。

委員 : 委員の意見に近いが、質問として、一般的に、例えば他の市で市長にトラブルがあつたとか、新聞等でもあるが、その場合、給料を下げると、議会に申請すれば下げられるのか。または去年のボーナスで市長が下げられたのは、市長が発議して、議会で採択されて下げたのか。手続きの流れを教えてください。

事務局 : 市長等の給料については、条例において、市長が特別職の報酬等の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見をきくことと定められている。市長が社会情勢や他市の動向を見極めて、この審議会を設置するかを判断する。一方で、期末手当は条例に規定はない。そのため、令和3年度に限って一般職の期末手当が下がった状況を踏まえて、市長自ら下げたという経緯がある。なお、審議会の諮問事項ではないが、特別職の期末手当についても適正な支給率について審議することが今回含まれている。

また、手続きの流れとしては、当審議会からの答申を受け、議会に議案を提出する。議会で承認を得られた後に条例を改定する流れとなる。

委員 : 下げることは自発的に市長が発議しなければ下げることは容易ではない。結局は市長の心情によってもかわってくる。また市長が業績を上げたとしても、給料を上げたいということは言いづらいし、成果給も馴染まない。あくまでも選挙か何かで判断することになるのではないか。

委員 : 選挙で選ばれる人とそうでない人の二通りがあり、それぞれ考え方が変わるため、分けて考える必要がある。選挙で選ばれる場合は、次の選挙で評価されるが、教育長や副市長は評価されるチャンスがないため、何も変動がないままという可能性がある。

委員 : 行政は民間の企業とは論理が異なる。経済的にも生活の状況が異なる多くの市民が1票ずつ選挙権をもっている。そういう意味ではすべての市民は平等であるが、行政は、そういうところにも着目しながら、精緻に全体を見ながら物事を考えていかなければならない。率先垂範して業績を上げたからといって報酬を上げることや、逆になしでいいとすることも容易ではない。なかなかそこが難しい。

委員 : 委員の意見にあったように、附帯意見に市長が定期的、自発的に審議会を設置すると言わなくても、採用されるかは別として審議会を設置できる仕組みを盛り込んでもよいのではないか。

会長 : 附帯意見を見たときに前回から24年経過してしまったというところに注目をしたうえで最低でも4年に一度は審議したらどうかとなっている。委員の考える頻度はどの程度なのか。

委員 : 定期的というのではなく、何かあったときの安全弁としての機能できるものがあつたらと考えた。

委員 : 世の中の状況は誰しも想像し得ないことが起きたりする。また時々刻々と変化する。毎年、議論が必要とは思わないが、定期的に議論をして、委員の意見を汲み取る機会をもつことは必要。24年間何も議論がないよりは余程良いのでは。意見を聞く機会があることは非常に良いことである。

会長 : この附帯意見の部分についての考え方を述べさせていただくと、やはり4年

に一度は点検する機会を設けて審議会の開催を認めるほうが良いのでは。

その機会の中でまた委員の意見の功績などを将来的に検討することはできる。

委員 : 定期的に審議することではなくて、何か審議すべきことが発生したら、そのときに審議すべき道を残したらどうか。

会長 : 自治体の行政評価も定期的に評価することが基本となっている。何かあったときに審議することではなくて、定期的に審議することでその経過をもとに改善の必要があるかの判断ができる。

委員 : 何かあったときに誰が言い出すのか。市長が言うわけではない。開くのであれば定期的なほうが良い。

委員 : 附帯意見の下から3行目には定期的な観点と不定期的な観点の双方が含まれている。「大きく社会経済情勢の変化」という文言が不定期的な観点のため、委員の意見も含まれている文言と理解できる。

委員 : 4年に一度開くとなると条例を改正する必要があるのか。審議会で決定すれば開くことは可能なのか。

事務局 : 条例の改正は必要ないが、審議会を設置するかは最終的に市長の判断による。他市の状況として毎年行っている市が2市、一年おきが3市、二年おきが1市で必要に応じてという市が19市となっており、社会情勢の変化によって設置している市が多くなっている。

委員 : 他市について、設置条例の中に審議会設置の頻度まで掲げられているのか。

事務局 : 当市を含めて設置回数までは掲げられている市はなかったと記憶している。市長から諮問があった場合に開催するとなっている。

委員 : では、定期的に開催している市は何の位置づけで回数について担保しているのか。

事務局 : 当市も24年前には慣例で2年に一度開いていた状況があった。その時々々の市長が頻度について意思決定して審議会を開催していた経緯がある。

委員 : そうなると、この附帯意見のところで審議会の意見として明確に伝わるような表現をして定期的にかかれるようなことにしておかないと今までと変わらない。何かに明記することも必要。

委員 : 毎年開催すると決めている市も市長が代わって必要ない判断をされれば開催しないのか。

事務局 : おそらくそういうものであると認識している。

会長 : 強制的なルールとして決定するところまでは難しく、限界があるため、附帯意見の中で述べるかたちとなっている。

委員 : 具体的に「4年に一度」、その後で文言として「社会経済情勢の変化などがあった」とあるため、意見を述べる文章としてはベストに近く過不足ない。

委員 : この答申に対してのフィードバックはあるのか。

- 事務局 : さらなるフィードバックはない。
- 会長 : 事務局に確認するが、審議会の答申は広く市民に対して公開され知る機会があるということで良いか。
- 事務局 : 市のホームページや、秘書広報課の市政資料コーナーで議事録ともに閲覧できる。
- 委員 : いろいろ議論してきたが意見として、恣意的に報酬等を上げたり下げたり防止できないのか。先ほど例であったが、市長が期末手当を自ら下げること、これを逆に上げるということも可能になるわけで歯止めをかけることはできないか。
- 会長 : この後に期末手当の議論が残っており、そこでより深く議論ができればと考えていた。
- 委員 : 期末手当は去年、市長が発議して、議会で採択されて下がったということだが、これを市長が上げたいとした場合、同じく申請して議会で採択されるかという手続きでよろしいか。
- 事務局 : お見込みのとおり。特例条例という形で、政治的に市長が判断する。令和3年度については期末手当を一般職と同じく下げたというような経緯がある。
- 委員 : 下げることもあれば上げることもあるのか。最近実際に上がったことはあるのか。
- 事務局 : 期末手当についても、そのときの市長の考え方によるところがある。当市においても東京都人事委員会勧告が出た際に、期末手当の根拠は、給料と違ってないため、一般職に合わせてそれを参考に支給月数を採用していた。過去十数年ほど前は、そのぐらいのバランスだった。また、市長が期末手当を上げたいと発議して採択されたことは最近の動向としてはない。
- 委員 : 4年に一度開催するかという議論をしているが、先ほどフィードバックがないと話していたが、答申したあとの流れを教えてください。
- 事務局 : 答申に対して、市長が例えば改定するという判断をすれば、市議会に議案を提出して市長の給与に関する条例を改正するような流れになる。審議会で決めていただくのは市長等の給与報酬等の額と改定率の答申をいただく内容となっている。
- 委員 : 審議内容に4年に1回開催することなどが含まれていないとするとそのことについて何も反映されないのか。
- 事務局 : 市長が審議会の意見を参考に判断する流れになっている。当然、審議会に出された意見等については重く受け止められる。過去の経緯だと示された報酬の額などは、それを採用して市長が議会に提出しているため、附帯意見も含めて重く受け止めている。意見をそのまま受け流すとい

うことは決してない。

委員 : 市長が仮に上げたいという場合、我々はそれに対して、今こういう情勢だから据え置きが妥当という判断をしたとして、それに対して市長がやはり上げるということであれば、上がるかもしれないが、そうなったとしてもチェックする機能は最終的に市民であって、その市民の賛同を得られなかった場合は市全体の混乱に繋がるのでは。

委員 : そのとおりだが、誰も決してそのような結末を望まないため、そういったことまでには発展しないと考えるが、報酬等を上げたり下げたりする場合に市長も含めて当然のように審議会に諮った状況はどうだったのかと議会で自ら話されて、その中で必ず議論されるため、しっかりとここで意見を適切な形でまとめ上げていくことが大事。

事務局 : 委員の言われたように、ここでご審議いただいて、それを議会に提出する際には審議会でこのような意見をいただきましたということを必ず報告する。仮に審議会でも現状維持という意見に対して市長が上げるとなった場合には、審議会はどのような意見を出したのか、そこでこの差があると当然議会の方では反対になる。この報酬審だけではなく、他の審議会でもそういう意見を得ながら、こういったことをやれば当然、議会では審議会の意見を尊重してないという話になるし、下げるときに市長も下げた場合には審議会でもどのような意見があったのか必ず質疑がある。

委員 : ちなみに昨年の期末手当を市議会に報告した時にはどのような質疑があったのか。

事務局 : 手元に資料がないが、議員からは一般職とは性質が異なり切り離して考えるべきではないかというご意見や、特別職報酬等審議会で決める話ではないのかというようなご意見があり、今回、そのような経緯もあって審議会でも議論していただくお願いをしている。議会での答弁では審議会を設置して、期末手当等について、ご意見をいただく予定であるということをご答弁していたかとは記憶している。

委員 : 要するに24年ぶりに今回審議会を開いた背景は今のことがあったということか。

事務局 : お見込みのとおり。議員からも24年も開かれていないことの指摘があったと認識している。

会長 : 4その他(附帯意見)の文面で議論をしてきたが、その他に全体等で意見はあるか。

委員 : 1ページ目〈結論〉(1)の「前回改定時と比較して職責と職務遂行上の困難度が増している一方～」と2ページ目の3審議内容(1)引き上げが適当とする意見の「責任の度合いや職務遂行上の困難度は増してきている～」こ

れらについて、困難度は増していることは確かだが、根拠について明確に答えようがない。また、どの時代の市長もその都度重い職責があるため文言について見直した方がよいのではないか。

会長 : ご提案があったがいかがか。

委員 : 治まりの良い文章ではないか。

委員 : 我々の意見は項目的には全て集約されている。

会長 : 少し考えさせられる部分について、3審議の内容(3)引き下げが適当とする意見の表現について、議事録上も意見は多くはなかった。意見として残すべきかどうか。

委員 : 項目を並べるうえでは良いかもしれないが、それほど意見がなかったのであれば残す必要はないのではないか。また、審議会は市民の集まりのため難しい文章でまとめ上げない方が良いのでは。

委員 : 審議会の状況を確認する項目であり、(3)がなければ一般の市民が答申を読んだときに審議会では下げるといった意見は出なかったと考える。多面的に(1)から(3)まで議論したという結果を残すのであれば残すべき。

会長 : 据え置くという結論に至るまでに一般職の給与等と比較をしたりし、引き下げについて全く議論しなかったわけではないので、3つの項目を載せても良いのではないか。

委員 : 3つの観点で議論をした。引き下げについて意見が出なかったというか、そこまでの議論に至らなかったということで良いのでは。

委員 : 「意見」という言葉が合わないのであれば「背景」とするのはどうか。

会長 : 皆様の意見から、(1)から(3)までを残すことと、意見から背景に修正をすることでよいのでは。

委員 : 答申書を市長に渡す機会はあるのか。あるならば、渡すときに説明を加えることができる。

事務局 : 市長に報告したうえで、会長と調整する。

会長 : では、次に期末手当について意見を求められている。期末手当については条例の定めがなく、本来、答申する内容ではないが、市長から意見を求められているので答申する位置づけとなっている。方向性として3点ある。1点目は据え置き、2点目は期末手当の支給月数を一般職に合わせる考え方。他市は国や都の水準と合わせているが、小平市はそもそも低くなっている。その水準を国や都に合わせている。この水準が変われば今後変える仕組みとなる。3点目はこれまでのような市独自の恣意的な決め方。これら3点について、または3点に限らず意見はあるか。

委員 : 小平市の支給月数は3.75か。

事務局 : 令和3年度に限り市長は3.65、議員は3.85。市長については一般職が

下がったので恒久的にはではなく、一時的に3.65に下げた。年収ベースで他市と比較したときに報酬月額是他市と比較すると退職手当も含まれるため高い傾向にある。

委員：そもそも特別職に期末手当が必要なのかという議論もある。一般職は生活給的な場面が多分にあるため、一定の手当をする必要があり、特別職とはまた性質が異なる。そもそも総支給額をボーナスでバランスを考えながら決めていた経緯がある。そういった意味では支給率は固定しづらい。全体を見ても合点がいくところとそうでないところがある。退職手当のこともあるので、短い期間の報酬審の中で議論することは難しい。

委員：委員の意見のとおりで、一部分をみて決められることではない。総額で見なければ正確な体系は作られない。この部分を見直すとなると根底から見直さなければならない。脈々と今までできていて、これまでの経緯があるため、基本給を据え置くということであれば、期末手当も据え置くしかない。一部分を見直しても意味を成さない。

委員：これまでの議論の中で基本給は据え置くということなので、期末手当も据え置くことで良いのではないか。年間トータルで26市の中で見ても真ん中の少し上に位置しているため、据え置くことで良いと考える。

委員：市長から意見を求められているので、意見として答えをまとめる必要がある。東京都人事委員会の勧告を見ても、若手に焦点を当てており、今回は特別職に反映することは難しい。

会長：これまで市長が恣意的に決定してきたが、都の水準などに合わせた場合に、全体が高くなり、そういったジレンマがあるため、結論として難しいところではある。

委員：諮問書の「適正な支給率について」という3.75の支給月数を議論するとなるとベースの基本給も下げなければならなくなり結論は出せない。トータルを見ると、低くないと合わなくなる。

会長：では、現状のままか別の根拠を示すのかということだかどうか。

委員：現状のまま。

委員：議論のしようがない。

会長：答申書の書きぶりとして、総支給額の観点から据え置きで期末手当も現状を維持すべきだということになる。

委員：東久留米市は東京都の人事委員会の勧告で0.1上げるということだが、小平市は総支給額のバランス見たうえで、現状のままでよいのでは。

委員：この書きぶりについては、会長の意見を反映することでよいのでは。

会長：では書きぶりについては現状のままでということですか。その他の文面で何か意見があるか。ないようなので細かな修正点がある場合はお教えい

ただくということにする。

委員 : 次回が最終回か？その時に市長に答申書を渡すことになるか。

事務局 : 次回に渡せないともう一度審議会を設けなければならなくなるが、その場合は、後日会長から市長に渡すことでよいか、次回、皆様に諮って一任するという事になればそのようになる。修正の程度にもよる。

会長 : では次回の日程について説明を。

事務局 : (日程を説明)

会長 : これをもって、本日の審議会を終了する。